

第9回農業委員会定例会(議事録)

1	日 時	令和5年9月29日(金)	午前10時00分
2	場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室	
3	出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員 6 土居委員、7 石本委員	
	欠席農業委員		
	推進委員	大藤推進委員、 須賀推進委員、佐伯推進委員	
4	説明員	國川事務局長、木原係長、鳥本専門員、若本主事	
5	審議案件	<p>議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第51号 農地法第5条の許可を受けた土地における事業計画変更及び履行延期承認申請について</p> <p>議案第52号 非農地証明申請について</p> <p>議案第53号 竹原農業振興地域整備計画(案)の協議について</p> <p>報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和5年第9回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、5番赤坂委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、竹原町来須3414番21の1筆、地目は畑、面積は378㎡です。</p> <p>申請の事由は、所有権を移転するためです。</p> <p>営農計画は、じゃがいも、さつまいも、玉ねぎ、イチゴなどを作付けする予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>
須賀 推進委員	<p>申請地は、竹原中学校から南へ約300m付近にあります。</p> <p>現地確認時耕作可能な農地でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2議案第49号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、下野町宇多沖郷1399番1の1筆、地目は田、面積は644㎡です。</p> <p>申請の事由は、平均1.2mの盛土を行い、土壌改良するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った宮崎委員から補足説明をお願いします。</p>

宮崎委員	<p>申請地は、大井地域交流センターから南西へ約 350m 付近にあります。 現地確認時、果樹が栽培されていました。果樹及び農機具倉庫については、嵩上げ後、植替え及び再設置をするとのことでした。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 3 議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 3 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、仁賀町字芋ヶ迫 412 番 1 の 1 筆、地目は田、面積は 2,092 m²です。 広島県による河川災害復旧工事に関する資機材置場の用途で利用することに伴い、使用貸借権を設定し、令和 6 年 6 月 30 日まで一時転用するものです。 当該農地は既に資機材置場として利用されていたため、譲受人・譲渡人の両名から始末書の提出を受けており、関係者は深く反省し、今後は関係法令を遵守する旨誓約されています。 当該農地は、圃場整備を実施している農振農用地です。 本件は、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」であり、農振農用地の不許可の例外に該当します。 本総会で許可をいただいた場合には、農振農用地であるため、令和 5 年 10 月 18 日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。なお、一時転用の場合、農振除外の手続は不要となっています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。</p>
大藤 推進委員	<p>申請地は、仁賀地域交流センターから北東へ約 1900m 付近にあります。 現地確認時、現場事務所及び資機材置場等として利用されておりました。 説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第4、議案第51号「農地法第5条の許可を受けた土地における事業計画変更及び履行延期承認申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の4～5ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町字野々浦4698番23、吉名町字毛木沖5254番112、同字5254番113の計3筆、地目はいずれも畑、面積は計3,041㎡です。 令和5年4月20日付け指令竹農委第5-5-15号で許可を受けた土地について、予定したパネルが製造中止になったためパネルを変更するとともに、当初計画よりも発電効率の良い配置計画に変更するものです。 また、併せて工事計画を令和5年11月30日までから、令和6年6月30日までに履行延期するものです。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の6～8ページをご覧ください。 2番の申請地は、竹原町字多井一ノ割2771番、2774番の2筆、地目はいずれも田、面積は2,023㎡です。 令和3年8月30日付け指令竹農委第5-3-33号で許可を受け、令和4年6月30日付け指令竹農委第5変-4-11号にて令和5年6月30日まで履行延期した土地について、工事資金の不足が発生し、資金不足について対応中に当初使用する予定だったパネル等が廃版となり変更申請を行っているため、工事計画を令和6年6月30日までに再度履行延期するものです。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に3番について事務局の説明をお願いします。
事務局	議案の4ページ、参考資料の9～11ページをご覧ください。 3番の申請地は、竹原町字多井一ノ割2772番の1筆、地目は田、 面積は1,044㎡です。 令和3年6月30日付け指令竹農委第5-3-22号で許可を受け、令和4年6月 30日付け指令竹農委第5変-4-10号にて令和5年6月30日まで履行延期した 土地について、工事資金の不足が発生し、資金不足について対応中に当初使用 する予定だったパネル等が廃版となり変更申請を行っているため、工事計画を 令和6年6月30日までに再度履行延期するものです。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第5、議案第52号「非農地証明申請について」を議題といたしま す。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の12ページをご覧ください。 1番の申請地は、忠海中町三丁目4597番1の1筆、地目は田、 面積は231㎡です。 平成14年頃から現在に至るまで耕作されておらず雑木等が生い茂ってお り、現在山林状態となっています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は、JR忠海駅から北西へ約400m付近にあります。 現地確認時、耕作されておらず、雑木等が生い茂っていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。</p> <p>次に日程第6、議案第53号「竹原農業振興地域整備計画（案）の協議について」を議題といたします。</p> <p>議事に入るにあたり、一部私自身に関係する案件がありますので、一旦退席し、これより議事の進行を副会長の宮崎委員に代わります。</p> <p>宮崎委員、お願いします。</p>
議長代理 宮崎委員	<p>只今、会長から依頼がありましたので、本件については私が議事を進行します。</p> <p>日程第6、議案第53号「竹原農業振興地域整備計画（案）の協議について」事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の6ページ、参考資料の13～15ページをご覧ください。</p> <p>本議案につきましては、竹原農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外及び農用地区域への編入に対する農業委員会の意見の決定を行うものです。</p> <p>今回の除外につきましては、1件が太陽光発電設備用地とするため、もう1件が農業用資機材置場とするために除外するものです。</p> <p>また、編入につきましては、耕作者から農振農用地に含めてほしいと申出あったため編入するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長代理 宮崎委員	<p>農業振興地域の農用地除外の検討事項について、事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>それでは、1番及び2番の除外についての検討事項を説明いたします。</p> <p>農振農用地における農用地については、原則除外ができないこととなっておりますが、除外要件の一つ目として、区域外の土地を利用することによって、事業計画を達成できない場合という要件があります。</p> <p>この点について1番に添付された申請者の土地所有状況と事業計画からみて、面積過少などの観点から他に代えることができないことが認められます。</p> <p>2番については、令和2年の豪雨災害で浸水し土砂が流入した農地であること及び周囲の水路に詰まった土砂や石を搬入したため農地への復旧が困難であること並びに従前から農業用資機材の置場として検討していたことから当該農地を選定したものであり、他に代えることができないことが認められます。</p> <p>二つ目に当該変更により、周辺農地の利用状況や、集団化を阻害しない場合という要件がありますが、申請書に添付された「利害関係人に関する同意書」により、周辺の農地所有者及び耕作者の同意を得ており、支障はないものと認められます。</p> <p>三つ目に当該変更により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者の集積の妨げにならない場合という要件がありますが、申請地については、利用権設定等もなく、また周辺農家については、先程の「利害関係人に関する同意書」により、同意を得ております。</p> <p>四つ目に当該変更により、農用地区域内の農業施設等に影響を及ぼす恐れがない場合という要件がありますが、現地確認により周辺に影響のある農業施設が無いことを確認しております。</p> <p>五つ目に当該土地が農業公共投資の対象である場合、その完成後、農林水産省令で定める期間（8年）を経過していることという要件がありますが、1番については農業公共投資の対象農地ではなく、2番については平成15年に完成した圃場整備農地であることから要件は達成しております。</p> <p>以上が除外にあたっての検討項目となりますが、全ての項目について、除外の要件を満たしています。説明は以上です。</p>
議長代理 宮崎委員	<p>農業振興地域の農用地編入の検討事項について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、3番の編入についての説明いたします。</p> <p>当該農地は2年間の見直し期間を経て、令和5年5月2日に公告した竹原農業振興地域整備計画の変更の際に計画から除外したのですが、耕作者から今までどおり農振農用地に含めてほしいと申出があり、精査した結果、隣接する農振農用地と一団をなすものと認められるため編入するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長代理 宮崎委員	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。</p>

	「質疑、意見なし」の声あり
議長代理 宮崎委員	ご質疑、ご意見がないようですので、異議がない旨回答することにご異議はありませんか。
議長	「異議なし」の声あり
議長代理 宮崎委員	異議なしと認めます。よって異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。 それでは、本議案が終了しましたので、議事の進行を祐本会長にお返しします。祐本会長、お願いします。
議長	それでは、日程第7、報告第13号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局長	議案の7ページ、参考資料の16～17ページをご覧ください。 令和5年8月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は3件、筆数は田3筆、畑13筆の計16筆、 面積は計9,000㎡の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の16～17ページをご確認ください。 説明は以上です。
議長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
	(一般報告や協議事項等)
議長	以上をもちまして、令和5年第9回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月29日

議長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折